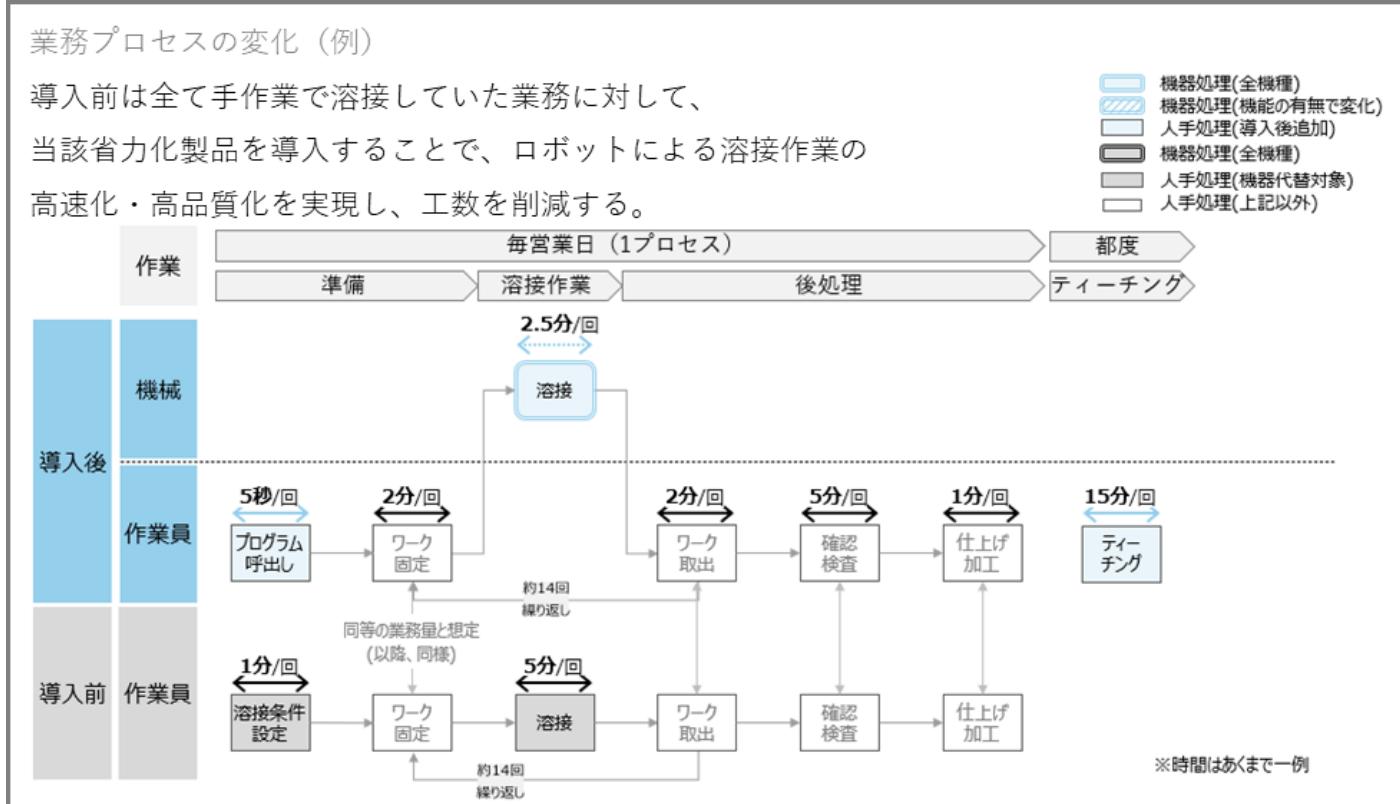


中小企業省力化投資補助事業(カタログ注文型)

「アーク溶接口ボット」 定義と製品構成について

(1) 製品カテゴリ(アーク溶接口ボット)の定義

アーク溶接作業を溶接技能者に代わり自動で行うロボット。事前に実機操作(オプションのオフライン教示ソフトでも作成可)で作成したプログラムを選択、起動することで溶接作業を行います。製品は、垂直多関節式(6~7軸)の産業用ロボット(必要により外部軸ポジショナーを選択追加)と溶接機(内蔵式含)、付帯機器(ワイヤ送給装置、溶接トーチ等)で主に構成されます。産業用ロボットのみを対象とし、同じアーク溶接でも協働用ロボットは対象外とする。



(2)補助対象となる製品構成について

【注意点】

- ・製品登録を行う製造事業者にて、製品本体【A】と共に、動作に必須な付属品【B】についても、自社による製造者責任を負っていること。(保証書の発行にて確認)
- ・製品登録を行う製造事業者にて、保守・サポート体制を整えており、1次窓口対応を行っていること。

【「アーク溶接口ボット」製品構成】

製品区分	製品の明細
製品本体 【A】 (1型番)	① ロボット本体 標準搭載:マニピュレーター、コントローラー、ティーチングペンダント
付属品 【B】	② 溶接電源 (溶接用ソフトウェア含)
	③ ワイヤ送給装置 (ワイヤ送給アシスト装置等含)
	④ ロボット M-C 間ケーブル
	⑤ 接続ケーブル

※【A】【B】はそれぞれ他社製品との組み合わせも可能ですが、全ての製品において申請者が保守・サポート体制の責任を負っていることが必要となります。

※【A】【B】の各装置を取捨選択して交付申請することは認められず、全ての構成要素を含める必要があります。

※②～⑤が製品本体【A】に標準搭載され【A】と同一の型番の場合は、Excel の申請書内では、まとめて製品本体【A】に記載し、【B】は「対象なし」にチェックします。

※溶接トーチ(セットアップツール、冷却ユニット等含)は【B】に含めません(補助対象外)。ただし製品本体【A】に標準搭載され、本体と同一の型番の場合は【A】に含めます(補助対象)。

以上